

山梨県公報

第五百六十六号

令和七年

五月二十九日

木曜日

目次

告示

○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託……………二六二

○救急病院等の認定……………二六一

○道路の区域変更(二件)……………二六一

訓令

○山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令……………二六二

○山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令……………二六二

公告

○落札者の決定について……………二六三

○職業訓練指導員試験の実施……………二六三

選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出……………二六六

○参議院山梨県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる
基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができ
る政見放送の回数……………二六七

○山梨県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事
業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送
の回数……………二六七

○直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない期間……………二六八

○随意契約の相手方の決定について……………二六八

公安委員会

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則……………二六八

告示

山梨県告示第六十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定によ

山梨県公報 第五百六十六号 令和七年五月二十九日

り、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年五月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 山梨県防災新館PFI株式会社

山梨県甲府市丸の内二丁目三十番二号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 山梨県防災新館の地下駐車場
使用料

三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和七年四月一日

四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三
十一日まで

五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金

山梨県告示第六十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ
り、次の病院を救急病院として認定した。

令和七年五月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

| 名称 | 所在地 |
|-----------------|-------------------|
| 国民健康保険 富士吉田市立病院 | 富士吉田市上吉田東七丁目十一番一号 |

二 認定期限 令和十年四月三十日

山梨県告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道
路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務
所峡北支所において、この告示の日から令和七年六月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 道路の種類 県道

二 路線名 北原下条南割線

三 道路の区域

| | | | |
|--|--------|-----------------|--------------|
| 区間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
| 斐崎市大草町上條東割字羽根前七九〇番一 地先から 斐崎市大草町上條東割字羽根前七九〇番一 地先まで | 旧 新 | 一一・〇 一〇・七 | 一三・三 |
| | | 一四・二 一四・五 | 一三・三 |

山梨県告示第六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和七年六月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

| | | | |
|--|--------|-----------------|--------------|
| 区間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
| 南巨摩郡早川町小縄字恩房二一番一 地先から 南巨摩郡早川町小縄字恩房一九番六 地先まで | 旧 新 | 一一・九 二一・〇 | 一九三・一 |
| | | 一五・八 六二・三 | 一九三・一 |

訓令

山梨県訓令第十六号

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年五月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

出先機関 庁

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行政改革推進本部規程(平成十九年山梨県訓令第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「感染症対策統括官 富士山保全・観光エコシステム推進統括官 地域ブランド・広聴広報統括官」を「富士山未来・次世代交通統括官 感染症対策統括官」
ども・次世代統括官 多様性・働き方統括官 山梨ブランド・国際戦略統括官 スポーツ統括官 知事政策補佐官」に、「知事政策局長 DX・情報政策推進統括官 県民生活部長 多様性社会・人材活躍推進局長」を「高度政策推進局長 総合県民支援局長 新価値・地域創造推進局長」に、「子育て支援局長 林政部長 環境・エネルギー部長」を「森林環境部長」に改める。

別表第二中「感染症対策統括官補 知事政策局理事 DX・情報政策推進統括官次長 県民生活部次長 多様性社会・人材活躍推進局次長」を「高度政策推進局次長 総合県民支援局次長 新価値・地域創造推進局次長」に、「子育て支援局次長 林政部次長 環境・エネルギー部次長 産業政策部次長」を「森林環境部理事 産業政策部理事」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令第十七号

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年五月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

出先機関 庁

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県総合計画推進本部規程(平成十九年山梨県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「知事政策局長」を「高度政策推進局長」に改める。

別表第一中「感染症対策統括官 富士山保全・観光エコシステム推進統括官 地域ブ

ランド・広聴広報統括官」を「富士山未来・次世代交通統括官 感染症対策統括官」
 ども・次世代統括官 多様性・働き方統括官 山梨ブランド・国際戦略統括官 スポー
 ツ統括官 知事政策補佐官」に、「知事政策局長 DX・情報政策推進統括官 県民生
 活部長 多様性社会・人材活躍推進局長」を「高度政策推進局長 総合県民支援局長
 新価値・地域創造推進局長」に、「子育て支援局長 林政部長 環境・エネルギー部
 長」を「森林環境部長」に改める。
 別表第二中感染症対策センターの項を削り、知事政策局の項から県民生活部の項まで
 を次のように改める。

| | |
|-------------|---------------------|
| 高度政策推進局 | 高度政策推進局長 政策参事 政策主幹 |
| 総合県民支援局 | 総合県民支援局長 企画調整主幹 |
| 新価値・地域創造推進局 | 新価値・地域創造推進局長 企画調整主幹 |

別表第二多様性社会・人材活躍推進局の項を削り、同表総務部の項中「市町村課長」
 を「市町村振興課長」に改め、同表子育て支援局の項を次のように改める。

| | |
|-------|----------------|
| 森林環境部 | 森林環境部理事 企画調整主幹 |
|-------|----------------|

別表第二林政部の項及び環境・エネルギー部の項を削り、同表産業政策部の項中「産
 業政策部次長」を「産業政策部理事」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

● 落札者の決定について
 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブ
 で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四
 年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日
 本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものであ
 る。

令和七年五月二十九日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 落札に係る業務の名称及び数量
 (一) 名称 行政情報ネットワーク改修業務(機器調達等)
 (二) 数量 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する所属
 (一) 名称 山梨県新価値・地域創造推進局DX課
 (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
 - 三 落札者を決定した日 令和七年三月二十六日
 - 四 落札者
 (一) 名称 株式会社YSK eicom
 (二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号
 - 五 落札金額 一億二百万円
 - 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六十七条の六第一項の規定に
 よる公告を行った日 令和七年二月十三日

● 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号) 第三十条の規定により、職業訓
 練指導員試験を次のとおり実施する。
 令和七年五月二十九日 山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験を実施する免許職種及び試験科目
 1 試験を実施する免許職種及び試験科目は次のとおりとする。

| 種 別 | 免許職種 | |
|-----|---|---|
| | 学科試験の科目 | 指導方法 |
| 機械科 | 関連学科 | 一 職業訓練原理 二 教科指導法 三 訓練生の心理 四 生活指導 五 職業訓練関係 法規 |
| | 一 系基礎学科 1 機械工学(機械要素及び機構と運動) 2 材料(材料力学、金属材料、非金属材料並び に潤滑油及び切削剤) 3 工作法(NC加工法、機械工作法、治具及び 工具) | |

| |
|--|
| <p>4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定並びに材料試験）</p> <p>5 安全衛生（安全管理及び衛生管理）</p> <p>二 専攻学科</p> <p>1 加工法（切削加工法、研削加工法、金型工作法及び精密加工法）</p> <p>2 機械製図（機械製図法、機械設計法及びテクニカルイラストレーション）</p> |
|--|

2 前記以外の職種についても、指導方法のみの試験を行う。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者であつて、職業能力開発促進法第三十条第五項の規定により実技試験の全部の免除を受けることができるもの（機械科以外の免許職種にあつては、同項の規定により学科試験のうち関連学科の試験の免除を受けることができるものに限る。）

- (一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
 - (二) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者
 - 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - (一) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (二) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
- 三 試験の免除
- 1 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。

| | | |
|-----------------------|--|-------------------------|
| 免許職種 | 免除を受けることができる者 | 免除の範囲 |
| 全職種共通 | 免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（電子回路接続及びバルコニー施工の技能検定に合格した者を除く。） | 実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の試験 |
| 免許職種に關し、二級の技能検定に合格した者 | 実技試験の全部 | |

| | | |
|--|--|---|
| 職業訓練指導員免許を受けた者 | 免許職種に關し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者 | 実技試験の全部 |
| 職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法の試験に合格した者 | 免許職種に關し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）の試験に合格した者 | 学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）の試験 |
| 職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法の試験に合格した者 | 職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科の試験に合格した者 | 学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）の試験 |
| 短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法の試験 | 学科試験のうち指導方法の試験 | |

| | | |
|---|---|-----------------------|
| <p>省令別表第十一の三に掲げる免許職種</p> | <p>ち指導方法の試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者</p> | <p>学科試験のうち関連学科の試験</p> |
| <p>省令別表第十一の三の免許職種に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者</p> | <p>免許職種に關し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者</p> | <p>実技試験の全部</p> |
| <p>省令別表第十一の三の免許職種に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者</p> | <p>免許職種に關し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者</p> | <p>実技試験の全部</p> |

- 2 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）による受験申請については、五の四の申請書類の受付期間に限らず、通年で受け付けることとする。また、全免除者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。
- 四 試験の日時及び場所
 - 1 日時 令和八年一月二十九日（木）午前十一時から
 - 2 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館会議室
- 五 受験手続
 - 1 受験申請書類 職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、写真二枚（申請日前六ヶ月以内に撮影した正面脱帽、上半身像で縦四センチメートルかつ横三センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票（控）に貼り付けること。）及び受験資格を有することを証明する書類
 - 2 試験の免除申請 試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。
 - 3 申請書類の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県産業政策部産業人材課（郵送により受験申請をする場合は、必ず簡易書留とすること。）
 - 4 申請書類の受付期間 令和七年十一月四日（火）から同月十九日（水）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで。ただし、郵送の場合は同月十九日（水）までの消印のあるものを有効とする。なお、電子申請による場合は、同月四日（火）午前八時三十分から同月十九日（水）午後五時十五分まで、やまなしくらしねっと電子申請システムにて受け付ける。
 - 5 受験手数料 三千百円（職業訓練指導員試験受験申請書に、三千百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。）
 - 6 受験票の交付 受験申請を受け付けた後、その内容を審査の上、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。
 - 7 全免除者の受験手続 全免除者は受験手数料を不要とする。全免除者の受験手続は五の四の申請書類の提出期間に限らず、通年で行うことができる。この場合は受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。この場合において、全免除者は五の一の受験申請書類と併せて、職業訓練指導員免許申請書（以下「免許申請書」という。）を提出するものとする。

また、全免除者が免許申請書を提出する場合は、併せて免許交付手数料（二千三百

百円)を納付すること。手数料の納付は、免許申請書に、二千三百円に相当する額の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。

なお、全免除者の受験申請書を受理した場合は、五の6の受験票は交付しない。

六 可否判定の基準

1 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 学科試験のうち指導方法については満点の六割以上の得点がある場合(1に該当する場合を除く。)は、指導方法に限り合格とする。

3 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合(1に該当する場合を除く。)は、当該学科に限り合格とする。

七 合格発表 令和八年二月十九日(木)午前十時に山梨県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に可否を書面で通知する。ただし、全免除者の合格発表は、本人あてのみ通知する。

八 その他

1 職業訓練指導員試験受験案内及び申請書用紙は、山梨県産業政策部産業人材課、山梨県立産業技術短期大学校、山梨県立峡南高等技術専門学校及び山梨県立就業支援センターにおいて配布する。

2 受験に関する注意事項(集合時刻、携帯品等)は、後日受験票をもって通知する。

3 試験についての不明な点は、山梨県産業政策部産業人材課(電話〇五五―二二三―一五六七)に問い合わせること。

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項及び第七条の規定による届出が次のとおりあった。

令和七年五月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 秋 山

洋

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

| | | | | | |
|----------------|----------------------------|---------|-------------|----------------|----------|
| 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 設立年月日 | 届出年月日 |
| 日本共産党・そうだ記史後援会 | 田中龍夫 | 矢崎勉 | 甲府市相生二一四一二 | 令和七年五月一日 | 令和七年五月七日 |
| さとうてるゆき後援会 | 平山慶治 | 平山重一 | 甲州市大和町鶴瀬五四〇 | 令和七年四月一日 | 令和七年五月二日 |
| | 国会議員関係政治団体の区分 | | 公職の候補者の氏名 | 公職の候補者に係る公職の種類 | |
| | 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体 | | 早田 記史 | 参議院議員 | |

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

| 区分 | 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 異動年月日 | 届出年月日 |
|----|-----------------|-------|--------------|------------|------------|------------|
| 新 | 自由民主党山梨県第一選挙区支部 | | 神園 健 | | 令和七年四月二十五日 | 令和七年四月二十五日 |
| 旧 | なかに真一後援会（真勇会） | | 古郡拓也 | | 令和七年四月二十五日 | 令和七年四月二十五日 |
| 新 | 未来研究フォーラム | | 神園 健 古郡拓也 | | 令和七年四月二十五日 | 令和七年四月二十五日 |

山梨県選挙管理委員会告示第十三号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、参議院山梨県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定め、参議院山梨県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（令和四年山梨県選挙管理委員会告示第二十七号）は、廃止する。

令和七年五月二十九日

山梨県選挙管理委員会
委員長 秋山 洋

| | |
|----------|-------|
| テレビジョン放送 | ラジオ放送 |
|----------|-------|

山梨県選挙管理委員会告示第十四号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、山梨県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定め、山梨県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（令和

| 基幹放送事業者名 | 回数 | 基幹放送事業者名 | 回数 |
|-----------|----|----------|----|
| 株式会社テレビ山梨 | 二 | 株式会社山梨放送 | 一 |
| 株式会社山梨放送 | 一 | | |

元年山梨県選挙管理委員会告示第四号)は、廃止する。

令和七年五月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山 洋

| | | | |
|-----------|----------|----------|----------|
| テレビジョン放送 | 回数 | ラジオ放送 | 回数 |
| 基幹放送事業者名 | 株式会社山梨放送 | 基幹放送事業者名 | 株式会社山梨放送 |
| 株式会社テレビ山梨 | 一 | 株式会社山梨放送 | 一 |
| 株式会社山梨放送 | 二 | | |

山梨県選挙管理委員会告示第十五号

山梨県の区域において参議院議員通常選挙が行われるため、令和七年五月二十九日から参議院議員通常選挙の期日までの間、山梨県の区域においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和七年五月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山 洋

教育委員会

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年五月二十九日

山梨県教育委員会

教育長 荻野 智夫

- 一 随意契約に係る業務等
(一) 名称 統合型校務支援システムの運用等業務
(二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
(一) 名称 山梨県教育庁義務教育課
(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和七年四月一日
- 四 随意契約の相手方
(一) 名称 NECフィールディング株式会社甲府支店
(二) 住所 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号
- 五 契約金額 七千三百五十五万七千七百二十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 調達に係る役務を行うことができるものが特定されているため(地方公共団体の物品又は特定役務の調達を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項一号該当)

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和七年五月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 飯室 元 邦

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(山梨県警察放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県警察放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則(平成十七年山梨県公安委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第四号様式、第十号様式、第十三号様式及び第十六号様式中「**警察**」を「**警察官**」に改める。

(更新時講習の実施に関する規則の一部改正)

第二条 更新時講習の実施に関する規則(平成十八年山梨県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(山梨県警察免許関係事務及び講習業務の委託に係る資格認定に関する規則の一部改正)

第三条 山梨県警察免許関係事務及び講習業務の委託に係る資格認定に関する規則(平成二十三年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「滯留」を「禁錮」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番